

新潟市自治基本条例案に関する訂正案の考え方（新旧対照表 抜粋）

訂正案の考え方	現行の条例案
<p>（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p><u>（1） 市民 次に掲げるものをいいます。</u></p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内で働き，又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体</p> <p>（2） 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。</p> <p>（3） 市 議会及び市長等をいいます。</p> <p>（4） 参画 政策，施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり，行動することをいいます。</p> <p>（5） 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し，目的を共有し，並びに連携し，及び協力することをいいます。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p><u>（1） 市民 市内に住所を有する者，市内で働き，又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。</u></p> <p>（2）～（5） （略）</p>

訂正案の考え方	現行の条例案
<p><u>(住民投票)</u></p> <p>第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。</p> <p><u>削除</u></p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p><u>削除</u></p>	<p><u>(住民投票の実施)</u></p> <p>第18条 (省略)</p> <p>2 <u>前項の条例は、事案ごとに、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。</u></p> <p>3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p><u>(住民投票の請求)</u></p> <p>第19条 <u>議員及び市長の選挙権を有する市民並びに引き続き3か月以上本市に住所を有する年齢20歳以上の永住者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者をいいます。)及び特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者をいいます。)として規則で定めるものは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条第1項の条例の制定を請求することができます。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議しなければなりません。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、第1項の規定による請求の手續は、地方自治法第74条第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、第1項の規定による請求の手續に関し必要な事項は、市長が規則で定めるものとします。</u></p>